

船橋市立古和釜中学校「学校いじめ防止基本方針」

1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

(基本理念)

いじめとは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」を指し、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。従って、本校では、全ての生徒がいじめを行わず、他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響やその他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめ防止等のための対策を行う。

(いじめの禁止)

生徒は、いじめを行ってはならない。学校は、いじめを絶対に許してはならない。

(学校及び職員の責務)

いじめが行われず、すべての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者や関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むと共に、いじめが疑われる場合は、適切かつ敏速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

2 いじめの防止等のための対策の基本となる事項

(1) 基本施策

①学校におけるいじめの未然防止

生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流能力の素地を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。

→実態に即した道徳教育の推進。

・保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめ防止に資する生徒が自主的に行う生徒会、学級活動に対する支援を行う。

→生徒会とともに「いじめゼロ宣言」を実施。

・いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置として、人権教育を充実させる。→今月の目標の掲示。

・生徒指導の機能を重視した「わかる授業」を展開し、自己決定などを通して、自己有用感を与える。

→定期的な教科部会の実施及び研修。

②いじめの早期発見のための措置

・いじめを早期に発見するため、在籍する生徒に対する定期的な調査を年3回(6月・11月・2月)実施する。

・生徒及び保護者がいじめに関する相談を行うことができるよう相談体制の整備を行う。

・学級担任と生徒が生活記録ノートを交換しながら声に出せない声を拾えるよう心がける。

・各学年職員が生徒と共に生活し、チャンス相談を通して風通しの良い環境を作る。

③いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上

・いじめの防止等のための対策に関する校内研修を年間計画に位置づけて実施し、いじめ防止等に関する職員の資質向上を図る。

④SNS等を通じて行われるいじめに対する対策

・生徒及び保護者が、発信された情報の高度な流通性、発信者の匿名性、その他のSNSを通じて送信される情報の特性を踏まえて、SNSを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処できるように、必要な啓発活動として1月の新人生保護者説明会で、関係機関を講師として招き、保護者向けに講話を行う。

・関係機関に講師依頼し、SNS等の適切な使用方法について集会を行う。

(2)いじめ防止等に関する処置

①学校におけるいじめ防止等の対策のための組織設置

- ・いじめの防止等を実効的に行うため、以下の機能を担う「いじめ対策委員会」を設置する。
- 〈構成員〉校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、養護教諭、学年主任、学年生活担当、(SC)
- 〈活動〉アンケート調査並びに教育相談後の分析。いじめが心身に及ぼす影響やその他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めること。
- 〈開催〉主任会、生活部会を毎週開催し、情報交換をする。また、定期的に校内委員会を開催する。いじめ事案発生時は緊急開催とする。

②いじめに対する措置

- ・いじめに係る相談を受けた場合は、速やかに事実確認(いつ、どこで、誰が、何を、どのように)を行う。
- ・いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒、保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- ・いじめを受けた生徒などが安心して教育を受けられない可能性がある場合、保護者と連携を図りながら一定期間、別室等において学習支援を行う処置を講じる。
- ・いじめを受けている生徒のまわりの傍観者もいじめに加担しているという認識を持ち、止めることや教職員に報告、連絡することを常時、指導していく。
- ・いじめの関係者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な処置を講ずる。
- ・犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、船橋市教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。
- ・いじめの解消については、「いじめに係る行為が止んでいる状態が継続(3 か月目安)していること」、「被害者生徒が心身の苦痛を感じていないこと」の 2 点とし、スクールカウンセラーと連携し、安易な判断はせず、被害者生徒の安全確保とケアを最優先する。

(3)重大事案への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、以下の対処を行う。

- ①重大事案が発生した旨を、船橋市教育委員会に速やかに報告する。
- ②教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ③上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ④上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

(4)相談窓口

①学校における相談窓口

- ・生徒指導主事及びスクールカウンセラー(週に 1 度来校)

②学校以外における相談窓口

- ・24 時間子供 SOS ダイアル
- ・子どもと親のサポートセンター
- ・船橋市総合教育センター

(5)学校評価における留意事項

- ・いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する処置を適切に行うため、学校評価の項目に以下の加え、適正に事項の取り組みを評価する。
- ・いじめの早期発見に関する取り組みに関すること。

月		生徒指導部目標	いじめ防止関連行事
前期	4月	・基本的な生活習慣の徹底	・学年集会(学校生活のきまりについて)
	5月	・いじめのない学校生活	・生徒会(いじめゼロ宣言)・校外学習(1・2 年)
	6月	・自ら行動し時間を守る	・第 1 回生活アンケート・教育相談・修学旅行(3 年)
	7月	・前向きな言葉を使う	・壮行会・総合体育大会
	9月	・励ましの声をかける	・体育祭
	10月	・仲間の良い所を発見して認める	・生徒会選挙 ・第 2 回生活アンケート
後期	11 月	・仲間の気持ちを考えて行動する	三者面談
	12月	・自分や仲間が頑張ったことを認める	・教育相談
	1 月	・新年の目標を立てて行動する	・生徒集会
	2月	・礼儀正しい行動を心がける	・第 3 回生活アンケート
	3月	・感謝の気持ちを伝える	・3 年生を送る会 ・卒業式修了式

